

パブリックコメントとコメントに対する金融庁の考え方

NO	区分	パブリックコメント	ご提出者	コメントに対する金融庁の考え方
1	総論	今般示された「監督指針(案)」については、「保険会社向けの総合的な監督指針」に準じた内容が示されており、理解できる。今後は示された内容に基づき、行政庁として厳格な対応を求める。とりわけ保険募集に関する事項については、少額短期保険業者としての制度趣旨に即した適切な顧客対応がなされるよう特に厳格な対応を求める。	全国生命保険労働組合連合会	貴重なご意見として承ります。
2	総論	<p>I-2 監督指針策定の趣旨(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば以下の項目など、当該指針に記載がないものについては、総合指針に従って原則保険会社と同様の対応を行なうと考えてよいか。 ・総合指針Ⅱ-2-7-2(2)「商品開発に関与する管理者の認識及び役割」 ・総合指針Ⅱ-2-9-2(3)「資金の調達」 ・総合指針Ⅲ-2-3「子会社等」 ・総合指針Ⅲ-2-15(3)①「その他付随業務の取扱い」 ・総合指針Ⅲ-2-17「説明書類の作成・縦覧等」 ・総合指針Ⅲ-2-19-5「期限前償還等の届出受理に際してのチェック」 ・総合指針Ⅳ-1-13「インターネットによる商品販売の取扱い」 ・総合指針Ⅳ-5-4「過去の損害率等による割増引の適用 ・総合指針Ⅳ-5-5「各種割増引制度等」 等 	(社)日本損害保険協会	取扱保険商品や会社の規模等が多種多様にあると予想される少額短期保険業者に対して、一律に保険会社と同様の対応を求めるものではなく、業者の規模、特性に合わせて保険会社向けの総合的な監督指針の項目を参照しつつ対応することが求められると考えます。
3	総論	<p>I-2監督指針策定の趣旨(2)</p> <p>・例えば、内部監査部門やコンプライアンス統括部門、リスク管理統括部門等組織の独立性が求められるものであるから、小規模な事業者であっても、事業者としてその独立性が絶対的に求められるものについては独立部署が必要であるとの認識で良いか。 (「…小規模な事業者である場合は、その独立性が要求されているものを除き、必ずしも独立した部署の設立を求めるものではないよう実情に応じて判断することとする。」としてはどうか)</p>	(社)日本損害保険協会	本監督指針は取扱保険商品や会社の規模等が多種多様な状態にあると予想される少額短期保険業者に対して監督上の評価項目の全てを一律に求めているものではなく、監督指針Ⅰ-2(2)に明記してあるように、「事業者の事情に併せて、小規模な事業者である場合は、必ずしも独立した部署の設立を求めるものではないよう実情に応じて判断する」ことが適当と考えます。
4	財務の健全性	<p>Ⅱ-2財務の健全性</p> <p>今回の監督指針(案)は、「機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する」と言いながらも、全般に亘り自己責任の名の下に厳しい姿勢および運営が求められている。 事業の継続を考慮した監督の強弱や段階的な体制構築などの配慮をしていただくことを希望します。 (例)Ⅱ-2財務の健全性に記されているシナリオ等の要求は厳しいのではないか。</p>	全国少額短期保険業協会	<p>監督指針Ⅰ-2(2)において「本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、少額短期保険業者としての対応が業務の適切性及び財務の健全性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。」と記載されており、ご指摘の趣旨は十分に反映されているものと考えます。</p> <p>なお、例としてご意見いただいた件については、法第272条の18において準用する法第121条第1項第3号に規定する保険計理人の事業継続の困難性に関する確認事項であり、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置であると考えます。</p>

NO	区分	パブリックコメント	ご提出者	コメントに対する金融庁の考え方
5	責任準備金等の積立の適切性	<p>II-2-1-3事業方法書等に定めた事項の変更命令</p> <p>・追加として、「報告徴求の結果、保険料の算出方法が、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められないときは、法272条の24に基づき算出方法書の変更を命ずるものとする。」旨を記載した方が良いのではないか。</p>	(社)日本損害保険協会	<p>貴見の趣旨は、法272条の24の規定において明確になっていると考えています。</p>
6	再保険に関するリスク管理	<p>II-2-4-1</p> <p>再保険のリスク管理の重要性は、保険会社と異なるところではないため、総合指針II-2-6に準じて以下の内容とした方が良いのではないか。</p> <p>(5)出再を行う各部門において自律的に保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で保有・出再政策の遵守状況を確認する体制はとられているか。</p> <p>(6)再保険金の回収状況、将来の回収可能性及び出再の成績は確認されているか。</p> <p>(注)再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。</p>	(社)日本損害保険協会	<p>ご指摘のとおり再保険のリスク管理は重要であります。本監督指針は、保険会社用向けの総合的な監督指針(以下「総合指針」という。)の別冊として位置付けられるものであり、少額短期保険業者に求められる最小限かつとくに重要な事項を記載しており、体制整備については、規模・特性等により総合指針を参照して対応することとしております。</p> <p>なお、再保険に係るリスク管理体制については、登録時に体制整備状況を確認する(III-2-1(1)④)こととしております。</p>
7	商品開発に係る内部管理体制	<p>II-2-5-2(7)商品販売開始前の体制</p> <p>・「定期的に検証」の趣旨は、商品販売開始前に、例えばII-3-3-1(2)「保険金額の上限等に関する措置」において、保険金額の上限等のためのシステム手当てを行い、更にそのシステム手当てが適正に稼働していることと保険募集時における少額短期保険募集人により確実な利用が行なわれているかを「定期的に」確認するという理解で良いか。</p>	(社)日本損害保険協会	<p>システム手当てに限定されませんが、引受金額の上限等に関する措置等の体制を整備することがII-3-3-1(2)により求められており、一方でII-2-5-2(7)は、その体制が適確に機能していることを自ら定期的に検証するための態勢整備を求めているものです。</p>
8	保険募集態勢	<p>II-3-3-2(1)</p> <p>(注1)本項目の対象とする保険商品のうち法第3条第5項第2号に掲げる保険その他内閣府令で定める保険については、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品を除く。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</p> <p>上記については、以下の内容ではないか。</p> <p>(注1)法第3条第5項第2号に掲げる保険のうち事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品を除く。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</p>	(社)日本損害保険協会	<p>ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。</p> <p>(注1)法第3条第5項第1号に掲げる保険のうち事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品を除く。</p> <p>なお、本項目の対象とならない保険商品についても、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</p>

NO	区分	パブリックコメント	ご提出者	コメントに対する金融庁の考え方
9	保険募集態勢	II-3-3-1(2)保険金額の上限等に関する措置等において「日々変動する一の被保険者に係る保険金額及び一の保険契約者に係る被保険者の総数をシステム等の方法により行う名寄せや集計を行ったうえで的確に把握し」とあるが、日々行うことは実務上困難であり、適宜名寄せと集計を実施して的確に把握し、保険募集活動を行うことを徹底することが現実的であると思われるが如何か。	楽天(株)	少額短期保険業者に求められている法令上の措置義務であり、法定の範囲を超えることのないよう適切な措置を講じる必要がありますが、保険募集に際して確認を行うことまでを求めるのは困難な面もあると認められることから、以下のように修正し、II-3-5-1-2(2)に移動します。 (2)少額短期保険業者は、令38条の9に規定する一の保険契約者についての一の被保険者当たりの保険金限度額及び一の保険契約者に係る被保険者の総数並びに規則第211条の30に規定する一の被保険者に係る保険金限度額及び一の保険契約者に係る被保険者の総数の範囲内で保険の引受けを行わなければならない。このため、日々変動する一の被保険者に係る保険金額及び一の保険契約者に係る被保険者の総数をシステム等の方法により名寄せや集計を行ったうえで的確に把握し、その情報を確実に利用しつつ、保険引受け判断を行うことを徹底するなど、法定の範囲内での保険の引受けを行うための適切な措置を講じているか。
10	保険募集態勢	II-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集」の「(3)法第300条第1項第5号関係」の「②規則第234条第1項第1号関係」について 少額短期保険募集人による保険料の割引、割戻し等を目的とした自己・特定契約の保険募集を行うことについても、保険業法第300条第1項第5号に該当するおそれのあるものであると考えてよいか、確認させていただきたいと存じます。また、併せまして、生命保険募集人によるものについては、これまでの取扱いを変更するものではないことを確認させていただきたいと存じます。	(社)生命保険協会	少額短期保険募集人については、損害保険代理店等に対し自己契約の禁止を定めた法第295条の規定は適用されません。なお、保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことについては、法300条第1項第5号に規定する禁止行為に該当するおそれがあります。また、本監督指針は少額短期保険業者向けのものであり、生命保険募集人の取扱いについて規定するものではありません。
11	保険募集態勢	II-3-3-2保険契約の締結及び保険募集 (1)法第300条第1項第1号関係 ロ。「注意喚起情報」の項目 少額短期保険業者においては、約款に保険金削減に関する規定、保険料増額に関する規定を設けることができるが(規則第211条の4第4号)、その内容については、事業者が任意に定めてよいか。	エーオンアフィニティージャパン(株)	保険業法施行規則第211条の5に定める約款記載事項である「保険料の増額又は保険金の削減に関する事項」については、保険業法第272条の4に適合することを要し、監督指針IV-2-4にしたがって審査を行なうこととなります。
12	保険募集態勢	II-3-3-2保険契約の締結及び保険募集 (3)①特別利益の提供について イ「社会的相当性を超えるものとなっていないか」、ロ「換金性の程度と範囲等に照らして、実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか」となるが、具体的な判断基準を示していただきたい。	エーオンアフィニティージャパン(株)	個々の事例に基づき個別に判断する必要があることから、具体的な判断基準をお示しすることは困難であり、また適切ではないと考えます。
13	保険募集態勢	II-3-3-2(1)③ ・経過措置期間における法300条1項1号の「契約概要」「注意喚起情報」の取り扱いについては、保険会社と同様に、対応における経過措置等は手当てされるのか。手当てされるとすると具体的日程はどのようなものか。	(社)日本損害保険協会	保険会社向けの総合的な監督指針における「契約概要」「注意喚起情報」の経過措置と同様、9月30日までを猶予期間といたします。

NO	区分	パブリックコメント	ご提出者	コメントに対する金融庁の考え方
14	保険募集態勢	<p>II-3-3-1 適正な保険募集態勢の確立について</p> <p>(1)①②では、連鎖販売取引を認めての監督になるが、「保険」の理念と「連鎖販売取引」の手法はなじまないと考える。なぜ、連鎖販売取引手法をとっているのかについても確認すべきである。</p> <p>また、連鎖販売取引に類似する組織形態についても、同様にきめ細かく確認をすべきである。</p>	金融オンブズネット コーディネーター	ご指摘のとおり、連鎖販売取引などの手法を用いた保険募集の際には、保険契約者保護の観点から、保険業法違反となるような不適切な募集が行われないう、十分なヒアリング等を通じた監督を行っていく必要があるものと考えます。
15	保険募集態勢	<p>II-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集について</p> <p>(1)①では、「重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。」とあるが、「契約者が理解できる方法で」の文言を追加し確認すべきである。</p> <p>また、連鎖販売取引に類似する組織形態についても、同様にきめ細かく確認をすべきである。</p>	金融オンブズネット コーディネーター	II-3-5-1-2(14)②イにおいて、「文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか」、同項②ロにおいて「記載する文言の表示にあたっては、その平明性及び明確性が確保されているか」など、消費者にわかりやすい書面とすることを求めています。
16	保険募集態勢	<p>II-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集について</p> <p>(6)法第300条第1項第2号関係の(ii)では、「業務の地位を不当に利用」とあり、例えば「職務上の上下関係等」とあるが、「優越的地位の濫用」まで含め、広く範囲をとらえるべきである。</p>	金融オンブズネット コーディネーター	II-3-3-2(6)法第300条第1項第9号関係①規則第234条第1項第2号関係(ii)では、職務上の上下関係等に基づく影響力を例にあげており、これはまさしく優越的地位を利用した保険契約の申込みをさせる又は保険契約を消滅させる行為を禁止しているものです。
17	保険募集態勢	<p>II-3-3-4 他人の生命の保険契約についての「(2)団体の範囲等の確認態勢」の②について</p> <p>「団体定期保険等の適用条件等が社内規則等で明確かつ適切に定められているか。」との内容にて記載されておりますが、団体定期保険等の適用条件等については、その具体的な基準・目安を示すものとして「保険会社向け総合的な監督指針」(以下「総合指針」といいます。) 「IV-1-15 団体保険又は団体契約の取扱い」に相当する記載が必要と考えます。また、適用条件等が明確かつ適切に定められていることは、保険会社と同様商品審査においても確認されるべきであると存じます。</p>	(社)生命保険協会	団体の範囲が明確となっていないと、募集時に保険料の割引対象外の者に対して誤って割引を行うおそれがあることから、社内規則等において、保険料の算出条件などと齟齬が生じないような内容で、明確に団体の範囲を定めておく必要があるものと考えます。なお、その趣旨については、現在の記述で十分反映されていると考えます。
18	保険募集態勢	<p>II-3-3-4他人の生命の保険契約について</p> <p>(2)団体の確認態勢</p> <p>①被保険者が被保険団体に含まれるか確認できる態勢が整備されているか</p> <p>②団体定期保険等の適用条件が社内規則等で明確かつ適切に定められているか。例えば、団体及び被保険団体の範囲などが明確となっているか。</p> <p>③団体定期保険等の適用条件が適切に運用されていることを確認できる態勢が整備されているか。</p> <p>・上記については、他人の生命の保険契約のみならず、一般的な団体契約についても適用されるとの理解で良いか。</p> <p>・上記前提において、退職者を団体に含める場合等については、総合指針IV-1-15(3)①の考え方が準用されるとの理解で良いか。</p>	(社)日本損害保険協会	本規定は、他人の生命の保険契約のみならず、一般的な団体契約についても適用されるものと考えます。退職者を団体に含めることができるか否かについては、当該団体の定義によりますので、一概に申し上げられません。

NO	区分	パブリックコメント	ご提出者	コメントに対する金融庁の考え方
19	顧客保護等	<p>II-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則について 「適合性原則」の導入を図られたことは評価したい。しかし、「適合性原則」と項目にあるが、それに該当する項目内容が不十分である。少なくとも「顧客意向確認書面」の導入を図り、その確認をすべきである。</p>	金融オンブズネット コーディネーター	「意向確認書面」の導入については、平成18年3月1日に公表された「中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～」を踏まえ、具体的なルール整備を図っていくこととしており、少額短期保険業者についても同様にルール整備の中で併せて検討してまいりたいと考えております。
20	顧客保護等	<p>II-3-5-1-2(2)「一の保険契約者にかかる保険金限度額、一の保険契約者に係る被保険者の総数の範囲内及び一の被保険者に係る保険金限度内であることの確認のうえ保険募集を行っているか。」について以下のように考えるがそれではよいか。</p> <p>保険金限度額及び被保険者数の上限については、①申込書が募集人より到着し、それをシステムに登録する際に保有する最新の契約者および被保険者情報と名寄せを行うこと②既にシステムで登録されている契約者及び被保険者情報で上限にあると判明している契約者もしくは被保険者には保険募集を行わないなどの措置をとれば良いと考えるがその理解でよろしいか。</p> <p>なお、申込書受領からシステムに登録されるまでにはタイムラグが生じてしまう際には募集文書等に記載してある保険金限度額及び被保険者上限を顧客に説明し、確認の捺印又は署名を徴することで適切に保険募集は行っていると考えている。</p>	楽天(株)	<p>保険募集に際して確認を行うことまでを求めるのは困難な面もあると認められることから、以下のように修正します。</p> <p>(2)少額短期保険業者は、令38条の9に規定する一の保険契約者についての一の被保険者当たりの保険金限度額及び一の保険契約者に係る被保険者の総数並びに規則第211条の30に規定する一の被保険者に係る保険金限度額及び一の保険契約者に係る被保険者の総数の範囲内で保険の引受けを行わなければならない。このため、日々変動する一の被保険者に係る保険金額及び一の保険契約者に係る被保険者の総数をシステム等の方法により名寄せや集計を行ったうえで的確に把握し、その情報を確実に利用しつつ、保険引受け判断を行うことを徹底するなど、法定の範囲内での保険の引受けを行うための適切な措置を講じているか。</p>
21	顧客保護等	<p>1. 照会対象 II-3-5-1-2 法第272条の13第2項において準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等(1)～(9)について</p> <p>2. 照会理由 募集人を介さないインターネットによるダイレクト販売を、募集形態の中心に位置付ける少額短期保険者(仮にA社とする)を想定し、3. 照会内容に対するご回答を頂きたい。A社は、「契約概要」「注意喚起情報」の説明/保険申込み/保険料の支払(クレジットカード等)といった一連の事務手続きをホームページ上で完結できるビジネスモデルを指向している。一方で、規則第211条の29の第4号に規定する措置を、紙の書面や郵送で行う場合、上記一連の事務手続きを、一度、遮断もしくは中断せねばならず、顧客の利便性および(最終的に顧客へと還元される)A社の事務コストの点で、大きな不利益が生じることを懸念している。A社としては、保険業界における少額短期保険業者の位置付けを鑑み、規則第211条の29の第4号の趣旨に異論はないものの、運営に関しては、より具体的な指針を、契約者保護のみならず契約者の利便性を含めた総合的なご判断の基でご提示頂きたい、と考えている。</p> <p>3. 照会内容 (a)規則第211条の29の第4号に規定する措置は、契約成立の要件と解すべきか?より具体的には、規則第211条の29の第4号に規定する受領証が無い場合、保険契約の締結ができないと解すべきか? (b)仮に規則第211条の29の第4号に規定する受領証が契約成立の要件とならないとして、受領証の取得前に保険申込みが成立し、少額短期保険業者からの督促にも関わらず、受領証を送付しない契約者が存在した場合、全ての契約者から受領証を取得していない少額短期保険業者は、行政処分の対象となるか? (c)上記照会理由における一連の事務手続きを前提に、規則第211条の29の第4号に規定する措置として、例えば、以下のような方法は認容されるか? ①保険申込者が、少額短期保険業者(A社とする)ホームページ上で規則第211条の29の第1号から第3号までの説明を確認する ②上記確認の後、保険申込者がA社の保険申込み画面上にてe-mailアドレスを入力する ③A社より、上記e-mailアドレス宛に規則第211条の29の第1号から第3号までの説明をメールにて送付する ④保険申込者は上記説明を読んだうえで、A社宛に自身の名前(署名)を入力した返信メールを送付する ⑤A社は上記返信メールを受け、保険申込者宛に確認番号を再度メールにて送付する ⑥上記確認番号を受領した保険申込者は、A社ホームページに再度アクセスし、確認番号を入力、保険料の払込み等の手続きを完了する (d)上記③においてメール本文が書面として認容されない場合、メールに添付されたPDFファイルは、書面として認容されるか? 以上</p>	個人	<p>(a)について ご質問の措置については、保険契約者に対して、その業務に係る重要な事項の説明を保険業法上、義務付けているものであり、保険契約成立の要件ではありません。</p> <p>(b)及び(c)について インターネットによる書面による契約締結を行わない販売形態においても、消費者が明確に重要事項を確認するための措置を講じることは必要であり、保険契約者保護の観点から規則第211条の30の規定による書面の交付による説明、及び保険契約者からの署名・押印の取得は必要な措置であると考えます。</p> <p>※但し、インターネットによる保険募集については実務上の問題等を踏まえ、今後、施行規則の改正を検討することとします。</p>

NO	区分	パブリックコメント	ご提出者	コメントに対する金融庁の考え方
22	顧客保護等	Ⅱ-3-5-1-2インターネットによる保険募集 「インターネットによる契約締結にあたっては、規則第211条の29の第4号に規定する受領書を徴しているか。」とあるが、ホームページから申し込む場合には、ホームページ上の重要事項説明書を読み、その内容に承諾した後でなければ申込みページに辿り着かないような構成とする等の条件をつけることにより、受領書(重要事項説明書)を後日郵送し契約者より回収することを不要としていただきたい。	全国少額短期保険業協会	インターネットによる書面による契約締結を行わない販売形態においても、消費者が明確に重要事項を確認するための措置を講じることは必要であり、保険契約者保護の観点から規則第211条の30の規定による書面の交付による説明、及び保険契約者からの署名・押印の取得は必要な措置であると考えます。 ※但し、インターネットによる保険募集については実務上の問題等を踏まえ、今後、施行規則の改正を検討することとします。
23	無登録業者等に係る対応	「(1)無登録業者に対する対応」及び「(2)具体的な対応」については賛成する。これまでの無認可共済に対する消費者からの相談状況などを勘案して、今後は適切な対応を望む	金融オンブズネット コーディネーター	貴重なご意見として承ります。
24	無登録業者等に係る対応	特定保険業者が2年間特定保険業を継続した後、1年以内に契約の移転先、管理の委託先をみつけることができなかつた場合(内閣総理大臣による期間の延期の認可も出ない場合)には、どのようなになるのか。契約者はその後、保障を受けることはできなくなってしまうのか。	エーオンアフィニティジャパン(株)	ご質問の状態で保険契約を保有し続けることは保険業法違反(無免許等営業)となります。
25	無登録業者等に係る対応	仮に、レンタル業者(ベビーカー、DVD、工作機械など)が顧客に対して、「レンタル料とは別に500円支払えば、誤ってレンタル品を損壊したり、盗難にあつたりしても、原状回復等を目的とする損害賠償請求は行わない(免責する)」というサービスを実施しているとする。このサービスを継続するためには、少額短期保険業等の申請をする必要はないと考えるのがいかがか。	全国少額短期保険業協会	個々の事案が保険業に該当するか否かは個別具体的に判断していく必要があるものと言えます。ご質問のサービスについては社会通念上レンタル業者の行うレンタルサービスに付随して一体的に行われていると認められるものであれば、保険業に該当しないものと考えます。
26	付随業務・関連業務の取扱い	少額短期保険業者で、例えば24時間医療相談サービス(外注)やロードサービス(外注)などの付加サービスを提供することができるか。できるとした場合、どのような手続きが必要か。	エーオンアフィニティジャパン(株)	顧客から対価を徴収しない、顧客利便のための付加サービスという位置づけであれば可能な場合もあり得るものと考えます。いずれにせよ、個別具体的な事例に即して登録審査及び業務内容の監督対応の際に、当該付加サービスの妥当性が確認されることとなります。
27	登録	Ⅲ-2-1(1)③ハ ・a～cの基準はミニマム基準と考えるべきであり、形式的にa～cを満たしていたとしても、業務の特性に応じて十分に審査が行われることを確認したい。 ・aとcについては、その趣旨が同一とも思われるが、それぞれの趣旨について確認したい。aの「本部機能を有する部門」とは、cに記載の各部門のことか。これらの部門それぞれに保険業務に関する知識を有する者を配置するという点でよいのか。	(社)日本損害保険協会	・申請者が法第272条の4第1項第11号に規定する少額短期保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有するかどうかの判断は、行おうとする業務の規模、特性により異なることに留意しつつ、十分に審査を行うこととします。 ・aについては、小規模な会社の組織の定義については必ずしも明確ではないと思われるため、会社の意思決定部門という意味で本部機能という表現としています。また、cについては、主に事業部門的な意味合いであり、本部機能とは、違う部署を想定し、保険業務に関する知識を有する者を配置する必要性があると考えます。

NO	区分	パブリックコメント	ご提出者	コメントに対する金融庁の考え方
28	登録	登録審査等の部分で人員構成について例えば、本部機能を有する部門に複数名必要とあるが、では2人でもいいということか？なぜ、具体的な数字が出ていないのか？	個人	登録申請者が行おうとする業務の規模、特性により少額短期保険業を的確に遂行するに足る人的構成は異なるものと考えられます。
29	登録	少額短期保険業の人的構成について ①使用人の人数の目安はあるか。 ②小規模な共済会は保険会社の出身者を雇用することは難しいが、それでは少額短期保険業の登録はできないのか。また、保険会社の出身者は常勤であることを要するか。 ③業務内容の類似性から「保険業務に関する知識を有する者」を「共済業務に関する知識を有する者」と解してよいのではないか。 ④口に掲げられた10個の部門のうち、絶対に必要な部門はどれか。	全国少額短期保険業協会	①登録申請を行う業者の規模等により妥当な人数は決まるものと考えます。 ②登録申請を行う業者の規模等により保険業務の経験者の妥当な必要数は決まるものと考えます。なお、保険業務の経験者が必ずしも常勤である必要はありませんが、例えば非常勤である役職員の場合、実際に当該少額短期保険業者の業務遂行に携わり、適切に保険業を運営することに貢献することが必要と考えられます。 ③保険業務に関する知識を有する者とは、保険業法に基づく保険業務(少額短期保険業に係る業務を含む)の知識を有するものと考えます。 ④掲げられている10個の体制整備については、機能としては全て必要と考えます。但し、そのような機能を果たすためにそれぞれ対応した独立の部門の整備まで必ずしも求めるものではありません。 なお、監督指針上、求められる事項はあくまでも例示であり、その行うべき態勢整備は申請者が行おうとする業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が監督指針上の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとしています。
30	登録	Ⅲ-2-1(1)①ハa, c, dに示されている、保険業務に関する知識を有する者の配置は、保険業務の事業規模に応じて配置することでよいと考えるが如何。	楽天株	貴見のとおりと考えます。
31	登録	Ⅲ-2-1(1)④ハの審査基準に合致する「保険業務に関する知識を有する者」とはどのような水準を想定しているか。	楽天株	保険業務に関する知識を有する者とは、保険業法に基づく保険業務(少額短期保険業に係る業務を含む)の知識を有する者であり、例えば過去に保険募集に携わった者であれば、保険業法に関する教育等を受けていることからこれに含まれるものと考えます。
32	登録	少額短期保険業者の登録申請をする場合、事前に会社を設立しておく必要があるのか。それとも、登録が確定した段階、あるいは登録申請受理が確定した段階で設立すれば足りるのか。	全国少額短期保険業協会	登録申請の際、株式会社か相互会社でない場合は、法第272条の4第1項第1号の登録拒否要件となりますので、事前に会社を設立する必要があります。
33	募集人登録	Ⅲ-2-4(1)①トの届出の電子申請・届出システムは貴庁にて事前にその仕組みを準備いただけるということでしょうか。また準備いただける時期はいつ頃となるか。	楽天株	平成18年度からの運用を行うことを予定しております。

NO	区分	パブリックコメント	ご提出者	コメントに対する金融庁の考え方
34	商品審査	<p>保険会社と少額短期保険業者との違い(リスク耐性、契約内容登録制度の有無)を踏まえれば、少額短期保険業者における入院・通院支払限度日数の設定については、保険会社にも増して、当局による適切な検証が行われることが必要と考えております。</p> <p>従いまして、指針案において総合指針「IV-4-1 入院・通院支払限度日数」(2月10日御庁より公表されました「IV-4-1」総合指針案では削除されておりますが)に相当する内容を記載すべきであると存じます。</p>	(社)生命保険協会	<p>少額短期保険業者においては、既に施行令第1条の5および第1条の6において保険期間および保険金額の引受限度額を設けており、現時点においてこれ以上に制限を設ける必要はないものと考えます。</p>
35	商品審査	<p>少額短期保険業者において、入学祝金・結婚祝金のような祝金を支払うことはできるか。</p>	全国少額短期保険業協会	<p>給付される金員の名目(給付金か見舞金か)・多寡にかかわらず、保険商品として保険業法第272条の4第5号に定める審査基準に従い個別に判断することになります。</p>
36	商品審査	<p>VI-1-7(1)(2)については、事業方法書に明確に事項を記載されていることが商品審査上確認されるという理解でよろしいか。</p>	楽天㈱	<p>事業方法書に記載される保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項については、それぞれに必要な項目が明確に記載されているかを審査することとなります。</p>
37	商品審査	<p>施行規則において少額短期保険業者は「保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められるものであること」が必要とされている。一方、監督指針IV-4規則211条の53に係る保険計理人に意見書では、少額短期保険業者も保険会社と同じく3原則(合理的かつ妥当なもので不当な差別的扱いをするものでないこと)に留意するとされている、「不当な差別的扱いをするものでないこと」が追加された意図は何か。</p>	楽天㈱	<p>ご意見を踏まえ、保険業法第272条の4第6号の規定に合わせ、IV-4(1)②については削除します。</p>
38	商品審査	<p>IV-4「規則第211条の53に係る保険計理人の意見書」</p> <p>・少額短期業者が団体契約において割引を行う場合については、算法書に割引の根拠となる団体の基準を記載して、合理的な割引であるかどうかについて計理人からの確認を受けるべきと考える。従って、⑤に以下の文言を追加して記載してはどうか。</p> <p>「なお、団体契約等において割引を行う場合は、その団体の基準を算法書に定めること。」</p>	(社)日本損害保険協会	<p>団体契約において割引を行う場合については、同規則第211条の6により算出方法書に記載されることが求められます。また、保険業法第272条の4第6号に定めるとおり、その根拠を保険計理人が確認する必要があると考えています。なお、その趣旨は現行の記載で十分に反映されていると考えます。</p>

NO	区分	パブリックコメント	ご提出者	コメントに対する金融庁の考え方
39	特定保険業者	特定保険業者の重要事項説明書の交付、契約者による署名又は押印を得ることにつき、対応に時間がかかるため、半年程度の猶予期間を設けるべき	全国少額短期保険業協会	特定保険業者は、施行規則附則第9条により業務運営に関する措置として、①保険募集に際して、特定保険業者募集人が、保険契約者に対し、書面交付により、説明を行うことを確保するための措置、②保険契約者に対して、書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得るための措置が義務付けられていること、③このような措置には法令上猶予期間を設けてはならないことに鑑みますと、保険契約の際には適切に対応する必要があります。
40	特定保険業者	特定保険業者から少額短期保険業者への契約の包括移転に関して ①少額短期保険業者の登録申請と包括移転の認可申請を併せて行うことは可能か。 ②これを可能とした場合、実際に包括移転がなされる前でも、当該少額短期保険業者は、法附則第16条の経過措置を受けて、保険金額制限を超える商品の販売を行うことができるか。 ③包括移転の際に移転する見合いの財産の範囲は掛け捨て保険の場合は、未経過保険料相当額と考えてよいか。(異常)危険準備金や支払余力を生み出す資産については、どのように考えればよいか。 ④包括移転によって、移転元の団体に共済契約などの一般消費者が債権者となる債権が存在しなくなる場合には、移転元の団体の資産状況が悪い場合(債務超過など)でも、包括移転の可否については影響を与えないという理解でよいか。	全国少額短期保険業協会	①包括移転の認可申請は、移転元の特定保険業者と移転先の少額短期保険業者か又は保険会社の連名で申請する必要等があり、同時に行うことはできませんが、予備審査等の活用等により登録と包括移転の認可とのタイムラグをできるだけ短くすることは可能です。 ②包括移転が認可されてからではないと移転先会社で保険金限度額を超える商品の販売を行うことはできません。 ③包括移転の際に移転する見合いの資産については、移転対象契約に係る責任準備金について保険計理人の確認、見合いの資産については、公認会計士等の確認が必要となっており、それらの確認作業の中で妥当性が確認されることとなります。 ④法135条第3項に「保険契約者以外の移転会社の債権者の利益を保護するために必要と認められる財産を留保しなければならない」との規定があり、当該規定に鑑み公正妥当と認められない包括移転については認可できない場合があります。
41	その他	任意団体(法人格のない社団)が、少額短期保険業者の株主となることについて、何か支障があるか。	エーオンファイニティージャパン(株)	主要株主基準値以上の保有者になる場合は、法第272条の31に基づき、あらかじめ承認を受ける必要があります。
42	その他	少額を超える部分を外国保険業者に出再することができる要件のひとつとして、「当該再保険に代えて当該再保険を同等又は有利な条件の再保険を保険会社に付すことが困難であること」(改正法附則第16条第5項第2号)とあるが、具体的に何社程度の保険会社(外国保険会社を含む)と交渉する必要があるのか。外国保険業者の提示条件が保険会社(外国保険会社を含む)の提示条件よりも有利であることの立証ができれば、1社との交渉でも構わないのか。	エーオンファイニティージャパン(株)	経過措置として保険金限度額を超える部分については、保険契約者等の保護の観点から原則として国内の保険会社に再保険を行うこととしており、その例外として、一定の要件に該当するものとして承認を受けた場合には外国保険業に付すことが可能となります。当該要件の一つである「当該再保険に代えて当該再保険と同等又は有利な条件の再保険を保険会社に付すことが困難であること」についての判断を適切に行うためには、通常、複数の保険会社との交渉を行うことなしにはできないものと考えます。
43	その他	V 経過措置期間の留意点等の「(7) 特定保険業者からの保険契約の移転等」に関連して、特定保険業者からは保険会社への保険契約の移転等も想定されることから、総合指針においても同様の趣旨の記載が必要と考えられますが、記載されるご予定があるのか、確認させていただきたいと存じます。	(社)生命保険協会	本監督指針は、あくまでも総合指針の一部と位置付けられるため、現在の記載内容で十分であると考えます。